

令和5年（2023）3月30日

これからの「米取引の事前契約」に望むもの

株式会社 神明
米穀事業本部長
森脇 暁

「米取引の事前契約」は、産地が契約を通じて得ることのできた消費者・実需者等のニーズを米作りに反映させる体制を構築できるようになることを目的とするものであり、その拡大によって、米のフードチェーン全体において、需給や価格の安定をもたらすものとなることが期待されます。

今回、測定指標の作成にあたり、調査対象を広げ、播種前契約や複数年契約、また、実需と結びついた契約といった、より本来の事前契約を調査内容とする考え方について異論はありません。

このほか、事前契約の数量のうち実際の履行数量について、フォローアップを行うことを明記するなど、事前契約の質的向上を図る観点から賛成いたします。

ただ、消費者・実需者等との事前契約にもとづく「需要に応じた生産」がなされているお米に対して作付転換が進んでしまうことは、本来の事前契約の趣旨とは異なると考えます。

より理想の「米取引の事前契約」に近づけるためにも、規模の大小に関わらず、事前契約を進める生産者が優位でかつ安心して生産できるものにするとともに、中長期的な計画を実需者等の関係者間で共有し、契約意識の醸成、履行を確実にすることが望ましいと考えます。

事前契約によって、単に量を確保するだけでなく、価格や品質、付加的なサービスなどにも配慮しながら産地と実需者等が結び付くことにより、持続的な稲作の拡大につながることを期待いたします。